

第3章 原動機付自転車の保安基準の細目

第1節 一般原動機付自転車の保安基準の細目

第3款 使用の過程にある一般原動機付自転車の保安基準の細目

第271条 この節の規定は、第239条及び第255条の規定により第1款及び第2款の規定が適用される場合以外の場合に適用する。

- 2 一般原動機付自転車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合には、当該変更に係る一般原動機付自転車の部分について、前項の規定にかかわらず、第2款の規定を適用するものとする。
- 3 この款の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。